

一般質問通告書

佐野市議会議長 様

受付	番号 15
	令和 4年 11月 24日
	午前・午後 2時 40分
議会名	令和 4年 第 6回 佐野市議会定例会
発言者	議席番号 11番 菅原 達
答弁を求める者 (選択してください)	市長、副市長、教育長、担当部局長
一般質問時に使用する資料の有無 (選択してください)	あり(資料提示・資料配付・モニター使用) なし
大項目(質問項目) 中項目(質問細目)	小項目(具体的な質問内容)
<p>1. こどもまんなか社会を目指した取り組みについて</p> <p>(1) 子どもを中心にした街づくりについて</p>	<p>① <u>子どものための居場所の充実について</u> 身近で遊べる公園や学習する場所、こども食堂など、子どものための居場所の充実を図るべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p> <p>② <u>スケートボードパークの整備について</u> 子どもを中心とし、誰もが集い交流できる場として、民間との協働により、スケートボードパークを整備すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p> <p>③ <u>スポーツ施設の利用料減免、無料化について</u> 子どもが気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の利用料を減免、または無料化すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p> <p>④ <u>こども議会への予算付与について</u> 子どもの意見を市政に反映させるために、遊佐町のように定期的にこども議会を開催し、しかるべき予算も付与すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p>

(2) 安心して子育てができる
幼児教育・保育の環境整
備について

① 育児パッケージの給付について

令和3年2月議会で、ネウボラから学ぶ出産・育児支援として「育児パッケージ」の給付を提案した。子どもをみんなで支援する姿勢を示し“子どもを中心にした街づくり”に繋げるためにも、民間との協働によりこれを推進すべきと考えるがいかがか、伺いたい。

② 保育を利用する3歳児の利用料無償化について

幼児教育・保育の無償化において、3歳から5歳までの子どもは原則、利用料無償化の対象となっているが、厳密には、幼稚園児は満3歳になった時点から無償となる一方、保育園児は、満3歳となって以降の3月31日を迎えるまでは無償とならない。

子どもを中心に考え、子どもにとって相応しい幼児教育・保育を提供するためには、有償・無償の違いにより施設を選択せざるを得ないような状況は避けるべきであり、利用施設に関わらず満3歳から無償となるよう、市独自の支援を行うべきと考えるがいかがか、伺いたい。

③ 0～2歳児の保育料無償化の段階的な対象拡大について

幼児教育・保育の無償化において、0～2歳児は住民税非課税世帯のみが無償化の対象となっているが、今後、無償化の対象を段階的に拡大すべきと考えるがいかがか、伺いたい。

④ 配置基準の見直しについて

保育の質の確保の観点から、配置基準を見直すべきと考えるがいかがか、伺いたい。

⑤ 緑が豊かな園庭の整備について

公立の保育施設において、夏の日差しを和らげ、木陰の涼しさも感じながら子どもたちが外で遊べるよう、また四季を感じ自然に親しみを

<p>(3) 家庭保育を行う家庭への支援について</p>	<p>持ってもらえるよう、樹木が茂る緑豊かな園庭を整備すべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p> <p>① <u>家庭保育の親子が利用する施設の充実について</u> 0～2歳児は未就園児が6割を占めるが、一時預かりの利用状況は極めて低調であり、家庭保育の家庭への支援の充実が指摘されている。 保育施設の空き定員などの活用や、雨の日でも遊べる施設の整備など、専業主婦世帯などの家庭保育の親子が利用する施設の充実を図るべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p> <p>② <u>家庭保育手当制度の創設について</u> 令和3年2月議会で、家庭保育手当制度について提案し、「保育の質の確保、子育て環境の向上、少子化対策、定住促進に繋がる可能性を考え、先進事例の把握に努めてまいりたい」との答弁を頂いている。 来春のこども家庭庁創設を前に、「こどもまんなか社会」を目指す基本理念が示されたが、それを踏まえあらためて見解を伺いたい。</p>
<p>(4) (仮称) 消滅しない街づくりプロジェクトについて</p>	<p>① 「こどもまんなか社会」を目指す取り組みは、少子化と若い世代の転出超過による人口減少に歯止めをかけ、街の消滅を防ぐ上で極めて重要であり、官民の協働が不可欠と考える。 そこで、消滅しない街づくりには何が必要で、そのために何ができるかなどを、様々な団体が加わり具体的な検討・実行を担う、「(仮称) 消滅しない街づくりプロジェクト」を立ち上げるべきと考えるがいかがか、伺いたい。</p>

<p>2. 市営住宅の運営管理の見直しについて</p> <p>(1) 共益費の徴収者の見直し及び徴収手当の給付について</p> <p>(2) 共同施設の電灯のLED化について</p>	<p>① 市営住宅における入居率の低下と入居者の高齢化による担い手の不足に加え、共益費の負担増もあり徴収に苦慮する状況が指摘されている。</p> <p>市営住宅における共益費の徴収は、自治会の活動と言うより住宅運営上の業務の一環であると捉えるべきであり、家賃と同様に市が徴収すべきであると考えがいかがか、伺いたい。</p> <p>② 前項の指摘に対し、市または管理事業者が共益費を徴収する見直しが行われず、従来のまま入居者が継続して共益費を徴収するのであれば、その活動に見合うだけの徴収手当を給付すべきと考えがいかがか、伺いたい。</p> <p>① 共益費の負担増となる電気代の高騰や、高齢化により電灯の交換が大きな負担となっている現状に鑑み、共同施設の電灯の計画的なLED化を推進すべきと考えがいかがか、伺いたい。</p>
---	--